

仕様書

本仕様書は、茨城県立中央病院（以下「甲」という。）が委託する遺体処置業務について、衛生的かつ安全な病院環境の整備及び効率的な病院運営を目的としてその仕様を定めるものであり、受注者（以下「乙」という。）は誠実に業務を実施するものとする。

1 委託業務名

遺体処置業務委託

2 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

ただし、翌年度以降の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合は、この契約は、解除できる。

3 業務の概要

乙は、甲が依頼した遺体について、甲が指定した病室・処置室（靈安室その他病院が指定する場所）で遺体を受け取り、処置をはじめ、処置終了後、甲に引き渡すこと。

(1) 遺体の受け取り

甲が診療した患者の遺体（以下「遺体」という。）について、甲の病院業務を行うにあたり発生した遺体の清拭・整容等処置（以下「遺体処置」という。）を行う。甲は、遺体の親族等に、乙が処置を行うことと、それに係る時間や費用を説明する。承諾を得た後、甲から乙に遺体処置の連絡を行い、1時間以内に甲の指定した病室・処置室（靈安室その他病院が指定する場所）に到着し、遺体を受け取る。

なお、遺体は、広範囲の欠損や医療機器・器具の使用等がなく、通常の処置手順で実施できる場合に限り、特殊な医療的処置が必要とされる場合は除く。

(2) 処置の服装は次の通りとし、その用意は乙が手配するものとする。

（長袖ガウン、メガネ、手袋、消毒液）

(3) 遺体処置

処置を行う。ただし、救急センターに関しては、概ね1時間以内に処置を行うこととする。処置内容については別添1「処置手順」を参照のこと。

(4) 遺体の引渡し

ア 遺体の自家用車による移送

甲は、遺体を親族等が自家用車による移送を希望した場合、乙が甲に遺体を引き渡すとともに、甲と乙が協力して親族等の自家用等への遺体移動の手伝いを行う。

イ 遺体の葬儀業者による移送

甲は、遺体の親族等が葬儀業者で乙以外の業者による移送を希望した場合、乙が甲に遺体を引き渡し、甲が乙以外の業者の移送車内への移送を行う。遺体の親族等が乙による遺体の移送を希望した場合、甲と乙は協力して、乙の移送車内への移送を行う。

(5) 処置の対応

原則として、365日、24時間の対応とする。

(6) 検査・確認

処置を行った遺体については、遺体の尊厳を損なうことのないように自主検査を行ったうえで処置修了の報告をすること。

処置は、甲の職員の確認（清潔・整容等）を受けることとする。

(7) 病毒感染防止等

乙は、次の遺体の処置は行わないものとする。

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第5項まで又は第7項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの。（汚染されているおそれのあるものを含む。）

イ 診療用放射性同位元素により汚染されているもの。

4 費用の請求

- (1) 乙は、検査が完了し、甲が受領したものについて、1か月分を取りまとめ、甲へ請求書をもって請求するものとする。
- (2) 消費税は前項の請求書に加算し、1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

5 費用負担

当該業務に関する費用は、当院の施設設備品を除き、乙の負担とする。

6 個人情報の保護及び機密の保持

(1) 個人情報

個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるもの）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(2) 業務に関して知ることのできた個人情報及び秘密を他に漏らしてはならない。本契約

が終了、又は解除された後においても、同様とする。

7 予防接種等

- (1) 乙は、各種法令（労働安全衛生法等）に基づき、必要な健康診断を実施するとともに、業務従事者の健康状況に常に注意し、業務従事者が感染症疾病に罹患したときは、甲に報告すること。また、甲の指示により従事させない等の措置を直ちに講ずること。
- (2) 乙は、当院が定める「B型肝炎および麻疹・風疹・水痘・おたふくかぜにおける抗体検査・ワクチン接種および履歴登録の運用基準」に基づき、麻疹・風疹・水痘・おたふくかぜ・B型肝炎の予防接種及び検査を業務に従事するまでに受けさせるものとする。また、そのワクチン接種歴は、乙が記録として管理するとともに病院に報告すること。なお、費用に関しては乙が負担するものとする。
- (3) 乙は、委託者の指示により、緊急的に予防接種（インフルエンザ等の感染症）及び検査等が必要であると判断された場合は、甲の指導に基づき適切な感染防止対策を講ずること。なお、費用に関しては受託者が負担するものとする。
- (4) 乙は、甲が指定する甲主催の講習会（感染・安全管理に関するなど）に従事者を参加させること。

8 その他

- (1) 業務に専念し、業務に必要なない場所に立ち入らないこと。業務にあたる際は、診療の妨げにならないよう十分に注意し、適宜、甲の指示に従うこと。
- (2) 常に傷病事故、火災その他の事故が発生することのないよう十分注意すること。
- (3) 甲の施設内において、事故や建物・設備の損傷を発見したときは、直ちに甲に報告すること。
- (4) 業務の実施に際し、甲の施設内において建物、設備、備品等を破損させたときは、直ちに甲に報告するとともに、その指示に従うこと。
- (5) 乙は、本契約終了後に乙以外のものが業務を受託することが明らかになった場合は、甲の求めに応じて、新しい受注者が業務を速やかに適正かつ円滑に実施することができるよう十分な配慮のもとに引継ぎを行うこと。
- (6) 仕様書に記載のない事項について疑義が発生した場合には、その都度甲乙協議のうえ、対応を決定すること。